

平成19年1月29日

保護者の皆様へ

門真市福祉事務所長

お 知 ら せ

平素は保育園の運営にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

さて、本市の財政状況は、我が国経済が安定回復期にありましても、なお市税収入等における波及効果は小さく、非常に厳しい財政運営を余儀なくされています。そのような中、平成17年12月に財政基盤の充実・強化を柱とする行財政改革を推進するため、新たな行財政改革の指針となる「門真市行財政改革大綱」及びその具体的方策を示す「門真市行財政改革推進計画」を作成し、大綱の理念であります「市政の再生」と「財政の再建」の実現に向け、すべての施策・事業について、見直しに取り組んでいるところです。

このようなことを背景に、保育園の運営費関係全般につきましても見直しが進められる中で、国の保育所運営費の給食費（一般生活費）に3歳以上児の主食費が含まれていないこと、さらには、北河内各市におきましても、これまで一部の市を除いて園児の主食持参での登園が行われていることなどから、種々検討を重ねてきたところですが、平成19年4月から3歳以上児につきまして、給食における主食の持参をお願いすることといたしております。

つきましては、保護者の皆様には何かとご負担をおかけすることとなりますが、何卒、今回の制度改正の趣旨をご理解のうえ、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。